前橋市動物の愛護及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　　行
（定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6)　省略 (7)　特定動物　法第25条の2に規定する特定動物をいう。 (8)　省略 （立入調査等） 第17条　省略 （動物愛護管理職員） 第17条の2　法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、本市に動物愛護管理職員を置く。	（定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6)　省略 (7)　特定動物　法第26条第1項に規定する特定動物をいう。 (8)　省略 （立入調査等） 第17条　省略